



基 発 第 4 6 7 号
昭 和 4 8 年 8 月 9 日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

労災特別援護措置について

今般、別添「労災特別援護措置要綱」により、労災特別援護措置を昭和四八年八月一五日から行うこととしたので、下記によりこれが事務処理について遺漏なきを期されたい。

記

1 趣旨

労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」という。)の施行前に業務に起因して外傷性せき髄損傷となり、尿路障害、褥瘡等の併発疾病のため療養の必要があると認められる者に対し援護の措置を行う必要があるのでこれらの者に対し援護を行い、もって福祉の増進を図るため新たに設けたものである。

2 対象

(1) 「労災特別援護措置要綱」(以下「要綱」という。)二に掲げる援護措置を受けることのできる者は、次に該当する者である。

イ 労災保険法の施行前に業務に起因して外傷性せき髄損傷となり、尿路障害、褥瘡等の併発疾病のため現に療養の必要があると認められる者

ロ 上記のほか、労働省労働基準局長が認めた疾病により現に療養の必要があると認められる者

(2) (1)の者であつて、当該労働者を外傷性せき髄損傷の原因となつた業務に従事させた事業者が現に存在している場合、当該労働者を当該有害業務に従事させた事業主から鉱業権又は租鉱権を承継している者、経営を承継している者等より当該疾病について療養の措置を受けている場合、又は労働基準法若しくは労災保険法の規定による災害補償若しくは保険給付を受けることができる場合は、本制度による援護の対象とならない。

(3) 労働者を外傷性せき髄損傷の原因となつた業務に従事させた事業主又は当該事業主から鉱業権又は租鉱権を承継している者、経営を承継している者等が現に存在している場合は、当該事業主等に対し、当該労働者の疾病について療養の措置を講ずるよう指導するものとする。

3 援護の内容

援護の措置は、要綱三に定めるようにイからへまでとし、そのうちイからホまでについては、労災保険法における療養の給付と同じ内容である。

4 実施機関

要綱四の(1)の実施医療機関の指定は援護対象者の所在する地域に、都道府県労働基準局長が指定する医療機関がある場合は、援護対象者の数及び分布状況等を考慮し、原則として労働者災害補償保険法施行規則第一条の規定により指定された病院のうちから適宜指定するものとする。

るが、当該地域に指定医療機関がない場合は、都道府県労働基準局長が適宜指定のうえ、委託するものとする。委託にあたっては、委託契約を締結し、その病院の名称所在地等を速かに労働省労働基準局補償課長あて報告するものとする。

5 申請手続

- (1) 援護を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、要綱五に定めるところにより「労災特別援護措置申請書」(様式第一号)と次に掲げる資料を付して、その者の住所地を管轄する労働基準監督署長(以下「所轄署長」という。)を経由して所轄署長の管轄区域を管轄する都道府県労働基準局長に提出させるものとする。

イ 鉦山等に勤務し、業務に起因して外傷性せき髄損傷となったことを証明できる資料

ロ 上記のほか、援護対象者に該当することを確認するために必要な資料

- (2) (1)により申請があった場合には、別紙様式一の「労災特別援護措置原簿」(以下「原簿」という。)の該当欄に必要事項を記入するものとする。

6 六 請求事務

- (1) 要綱六の(1)により委託を受けた医療機関からの医療措置に要した費用の請求は、労災保険の療養補償給付の診療の場合と同様に行なうこととするよう指導するものとし、当該医療措置に要した費用の請求があった場合には、その内容を審査するものとする。

- (2) 療養に要する雑費の請求は、要綱六の(3)により行うものとするが、その支払期日は、事務簡素化等のため、毎年二月、五月、八月、十一月の各月とし、支給すべき事由の存する月分の経過後に三カ月分を一括して請求させるものとする。この場合、支給すべき事由の有無については、各月ごとに確認し、支給決定を行うものとする。

- (3) 上記(1)又は(2)の請求があった場合には、原簿の該当必要事項欄に明記するものとする。

7 支出事務

上記六の(1)及び(2)の医療機関からの「療養の費用」の請求及び申請者からの「療養に要する雑費」の請求があった場合の支出事務については、次により行うものとする。

- (1) 支出負担行為取扱規則(以下「規則」という。)第一四条の規定による支出負担行為の整理区分及び支出負担行為に必要な書類は、次によること。

イ 「療養の費用」の支出負担行為の整理区分は、規則別表甲号「18 委託費」によることとし、支出負担行為として整理の時期は請求のあったとき、その必要な書類は、医療機関からの「労災特別援護措置に係る委託費請求書」(診療内訳書添付)とすること。

ロ 「療養に要する雑費」の支出負担行為の整理区分は、規則別表甲号「26 保険金の類」によることとし、その必要な書類は、申請者からの「療養に要する雑費の支給請求書」とすること。

- (2) これらの費用を支出するときは、それぞれの当該請求書に基づき「支出負担行為及び支出決議書」を作成し、一般的な支出事務と同様に処理すること。この場合、二以上の者に隔地払又は銀行等への口座振込の方法による支払いをするときは、「支給調書」を作成し、一括決議して処理すること。

- (3) 会計検査院に提出する支出計算書の証拠書類は「領収証書」、「支出負担行為及び支出決議書」、「支給調書」及び「労災特別援護措置に係る委託費請求書(原本)又は療養に要する雑費の支給請求書(原本)」とし、支出官が控として保管する証拠書類(副本)の綴には、「決議書(副本)」に「支給調書」及び複写等により作成した「労災特別援護措置に係る委託費請求書(写)又は療養に要する雑費の支給請求書(写)」を添付して編てつしておくこと。

8 報告

要綱七の(1)による報告は、別紙二の様式二の「労災特別援護措置(医療)状況報告書」により前年度分を四月三〇日までに提出させるものとする。

9 様式

要綱に定める諸様式(様式第一号から様式第六号まで)については別途管理換えする予定であるが、それまでの間定められた様式をもとに適宜印刷のうえ、使用されたい。

別添

(別添)

労災特別援護措置要綱

1 趣旨

労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」という。)施行前において、業務に起因して外傷性せき髄損傷等の負傷をした者の生活状態等にかんがみ、その必要な援護を行い、労働者の福祉の増進を図るものとする。

2 対象

労災保険法の施行(昭和二二年九月一日)前に業務に起因して外傷性せき髄損傷となり、尿路障害、褥瘡等の併発疾病にかかった労働者又はこれに準ずる労働者であって、療養の必要があると認められるものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 当該労働者を外傷性せき髄損傷の原因となった業務(以下「原因となった業務」という。)に従事させた事業主が現に存在している者
- (2) 当該労働者を外傷性せき髄損傷の原因となった業務に従事させた事業主から鉱業権又は租鉱権若しくは経営を承継している者等により当該疾病について療養の措置を受けている者

3 援護の内容

申請について承認した日から援護すべき事由が消滅する日までの間、援護として疾病の治療に必要な次に掲げる医療措置等を行うものとする。ただし、トについては、傷病の状態が常に介護を要するものであって、現に自宅において介護を受けている場合に限る。

イ 診察

ロ 薬剤又は治療材料の支給

ハ 処置、手術その他の治療

ニ 病院への収容

ホ 看護

ヘ 療養に要する雑費の支給

ト 介護料の支給

4 実施機関

- (1) 医療措置(三のイからホまでに掲げる措置をいう。以下同じ。)は、労災病院及び都道府県労働基準局長が指定する医療機関に委託して行うものとする。
- (2) 委託を受けた医療機関は、この要綱の定めるところにより実施するものとする。
- (3) 療養に要する雑費の支給及び介護料の支給は、援護を受けようとする者(以下「申請者」という。)の住所地を管轄する都道府県労働基準局長(以下「所轄局長」という。)が行うものとする。

5 申請の手続

- (1) 申請者は「労災特別援護措置申請書」(様式第一号。以下「申請書」という。)を申請者の住所地を管轄する労働基準監督署長(以下「所轄署長」という。)を経由して所轄局長に提出するものとする。
- (2) (1)の申請書には、次に掲げる書類その他の資料を添付するものとする。

イ 外傷性せき髄損傷等に関する医師の診断書

ロ その他所轄署長が必要と認めて提出を指定する資料

- (3) 所轄署長は、申請書を受理したときは、その内容を検討し、援護すべき事由の有無について

意見を付して当該申請書を所轄局長に進達するものとする。

- (4) 所轄局長は、(3)の進達にもとづき援護の承認・不承認の決定を行い「労災特別援護措置承認・不承認決定通知書」(様式第二号)をもって申請者に通知するものとする。

6 費用の請求等

- (1) 委託を受けた医療機関が医療措置を講じた場合の当該医療措置に要した費用の請求は「労災特別援護措置に係る診療委託費請求書」(様式第三号)に「診療費内訳書」(様式第四号又は様式第五号)を添付して所轄局長に提出して行うものとする。

- (2) 委託を受けた医療機関が請求できる額は、援護の承認を受けた者に講じた医療措置に要した費用で労災保険法の療養補償給付についての診療費の額の算出方法の例により算出した額とする。ただし、援護の承認を受けた者が健康保険法その他の法令の規定により三のイからホまでに相当する給付等(以下「療養の給付等」という。)を受けることができる場合は、これらの療養の給付等について健康保険法の規定による療養に要する額の算定方法(昭和三三年六月三〇日厚生省告示第一七七号)の例により算定した点数の合計から国又は地方公共団体等の負担分を控除して得た点数に労災診療単価を乗じて得た額とする。

- (3) 三のへの療養に要する雑費及び三のトの介護料の請求は、「療養に要する雑費・介護料支給請求書」(様式第六号)を毎年二月、五月、八月及び一一月の各月に、それぞれその各月の前三カ月分(支給すべき事由の存する月分に限る。)について所轄局長に提出して行うものとする。

なお、次の(4)ロにおいて、その月につき五八、七五〇円を超える額の介護料の支給を希望する者は、介護料の請求の際に、当該介護を行った者の作成に係る介護に要した費用の額の証明書(様式第六号の二)を請求書に添えて提出するものとする。

- (4) 療養に要する雑費及び介護料の額は、それぞれ次のとおりとする。イ 療養に要する雑費の額は、入院療養者(その月において入院療養した日がある者をいう。)にあっては一月につき五八、七五〇円とし、通院療養者(その月において入院療養した日のない通院療養者をいう。)にあっては、その月において通院日数が七日をこえる場合は二五、四〇〇円、その月において通院日数が一日以上七日以下のものは二三、四〇〇円とする。ロ 介護料は、支給すべき事由が生じた月の翌月から支給すべき事由が消滅した月までの間支給することとし、その額は、一月につき五八、七五〇円(その月において介護に要する費用として支出された費用の額が五八、七五〇円を超える場合は、当該支出された費用の額(その額が一〇八、三〇〇円を超えるときは、一〇八、三〇〇円))とする。なお、介護に要する費用とは、介護人(被介護者の配偶者、直系血族及び同居の親族を除く。)に対して介護の対価として支払った賃金、日当、謝金、交通費等の費用をいうものであることとする。

- (5) 費用の支給については、次によるものとする。

イ 所轄局長は、(1)の労災特別援護措置に係る診療委託費請求書を受理したときは、内容を審査したうえ、当該請求内容が適正なものと認めた場合は、当該請求金額を支払うものとする。

ロ 所轄局長は、(3)の労災特別援護措置に係る療養に要する雑費・介護料支給請求書を受理したときは、内容を審査したうえ、当該請求人に対し、「療養に要する雑費・介護料支給不支給通知書」(様式第七号)により通知するものとする。

ハ イ及びロに係る費用については、労働保険特別会計労災勘定(項)労働福祉事業費(目)診療等委託費から支出するものとする。

- 7 不正受給に対する措置 偽りその他不正の行為により、療養に要する雑費又は介護料の支給を受けた者は、当該療養に要する雑費又は介護料を返還しなければならないものとする。

8 報告

- (1) 委託を受けた医療機関は、年一回、医療措置を講じた者の症状等について所轄局長に報告するものとする。
- (2) 所轄局長は、(1)による報告書を労働省労働基準局長に送付するものとする。

9 実施期日

この労災特別援護措置は、昭和四八年八月一五日から実施するものとする。ただし、介護料の支給に係るものについては、昭和五六年六月一日から実施するものとする。

10 経過措置

- (1) 昭和五六年五月三十一日において、第三項のただし書に該当する者については、第六項の(3)の定めにかかわらず、昭和五六年六月分から介護料を支給するものとする。
- (2) じん肺等の遅発性疾病により労災特別援護措置を受けていた者に対する同措置は、平成六年三月三十一日限りとする。

(昭四八・八・九 基発第四六七号、昭四九・七・一六 基発第三七三号、昭四九・一〇・一 基発第四九六号、昭五〇・一〇・七 基発第五九五号、昭五一・九・三〇 基発第七〇三号、昭五二・七・一九 基発第四〇五号、昭五三・七・一九 基発第四〇六号、昭五四・四・四 基発第一五九号、昭五四・七・二三 基発第三六七号、昭五五・八・一 基発第四〇四号、昭五五・九・五 基発第四八一号、昭五六・六・八 基発第三三七号、昭五七・八・一 基発第四九四号、昭五七・九・七 基発第五八六号、昭五九・九・二一 基発第五〇八号、昭六〇・一・三〇 基発第四三号、昭六〇・七・一一 基発第四〇八号、昭六一・五・二六 基発第三〇六号、昭六二・六・二〇 基発第三七二号、昭六三・六・一五 基発第三八八号、平元・六・三〇 基発第三六四号、平元・一二・二二 基発第六七〇号、平二・三・三〇 基発第一七三号、平三・四・一二 基発第二六二号、平四・四・一〇 基発第二二三号、平五・四・一 基発第二四〇号、平六・三・一〇 基発第一二六号、平六・四・一五 基発第二四一号、平七・三・三一 基発第一七六号、平八・四・一〇 基発第二三〇号、平九・四・一 基発第二六九号、平一〇・四・一七 基発第二三九号、平一一・三・三〇 基発第一五八号、平一二・四・二八 基発第三三六号)